

定 款

(実施 昭22.7 /改正 平23.7)

第1章 総 則

第1条 名称

当社は、朝日生命保険相互会社といい、英文では Asahi Mutual Life Insurance Company と表示する。

第2条 目的

当社は、次の業務を行うことを目的とする。

- (1) 生命保険業
- (2) 他の保険会社（外国保険事業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- (3) 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- (4) その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

第3条 本社の所在地

当社は、本社を東京都千代田区に置く。

第4条 機関

1. 当社は、社員総会に代わるべき機関として総代会を置く。
2. 当社は、次の機関を置く。
 - (1) 取締役
 - (2) 取締役会
 - (3) 監査役
 - (4) 監査役会
 - (5) 会計監査人

第5条 公告の方法

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 基 金

第6条 基金の総額

当社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。以下同じ。）は1,660億円とする。

第7条 基金の拠出者の権利

1. 当社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約書の定めるところに従い、基金の償却を行う。ただし、当社は、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことがある。
2. 当社は、拠出期日の異なる基金がある場合は、後に拠出された基金の償却は、先に拠出された基金を全額償却した後に行う。
3. 当社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約に定める利率で基金利息を支払う。

第8条 基金の償却の方法

1. 当社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積み立てることができる。
2. 基金の償却は、取締役会の決議により行い、償却する金額に相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振り替える。
3. 前各項に定める方法によるほか、総代会の決議により第40条の剰余金処分において、基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。

第3章 社 員

第9条 社員の範囲

1. 当会社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。
2. 剰余金の分配のない保険契約に係る保険料の総額は、全保険契約に係る保険料の総額の100分の20をこえないものとする。ただし、その計算方法は、保険業法施行規則第33条第3項に従うものとする。

第10条 社員の責任

社員は、保険契約により既に払い込んだ保険料をこえて責任を負わない。

第11条 社員の権利義務の承継

社員は、当会社の承諾を得て、他人にその権利義務を承継させることができる。

第12条 退社員の権利

退社した社員は、保険約款に定めたもののほか、当会社に対して権利を有しない。

第4章 総 代 会

第13条 総代会の構成

総代会は、社員の中から選出された総代で、これを構成する。

第14条 総代の定数

総代の定数は150名とする。

第15条 総代の任期

総代の任期は4年とし、その再任を妨げない。ただし、通算8年を限度とする。

第16条 選挙による総代の選出

1. 総代の選出は、社員による選挙で、これを行う。
2. 社員の総代を選挙すべき権利は1人1個とし、選挙権は、他の社員に委任してこれを行わせることができる。

第17条 選挙に代わる総代の選出

1. 総代の選出は、前条の社員による選挙に代えて、第18条の総代候補者選考委員会が社員の中から総代候補者を選考して推薦に関する公告を行い、各総代候補者に対して社員が信任を可としない場合に投票権を行使する方法によることができる。

2. 前項による場合、社員の投票権は1人1個とし、公告の日の属する事業年度中の8月1日における社員をもって投票権を有する社員とみなす。
3. 信任を可としない投票を行った社員の数が、投票権を有する社員の10分の1に満たない総代候補者は、総代に選出されたものとする。
4. 信任を可としない投票を行った社員の数が、投票権を有する社員の10分の1以上に達した総代候補者があるときは、その員数について改めて総代の選挙を行う。ただし、その員数が、総代候補者総数の10分の1を超えないときは、この限りでない。
5. 前項の選挙または第19条の補欠選挙を本条の規定によって行うときは、当社は、投票権を有する社員に関する事項を公告する。

第18条 総代候補者選考委員会

1. 当社に総代候補者選考委員会を置く。
2. 選考委員会は、社員の中から総代会で選任された選考委員で、これを構成する。
3. 選考委員の定数は12名以内とし、その任期は選任された時から推薦による選出の終了の時までとする。
4. 選考委員の選任される回数は4回を限度とする。

第19条 補欠総代の選出

1. 総代に欠員を生じても定数の半数を下らない間は、補欠選挙を行わないことができる。
2. 補欠総代の任期は前任者の残期間とし、当該期間は第15条の通算限度に算入しないものとする。

第20条 選挙細則および推薦細則

1. 総代の選挙細則および推薦細則は別にこれを定める。
2. 前項の細則を変更するには、総代会の決議を要する。

第21条 定時総代会の開催

定時総代会は毎事業年度終了後4カ月以内にこれを開く。

第22条 総代会の議長

総代会の議長は社長がこれに当たり、社長を欠きまたは社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれに当たる。

第23条 総代の議決権

1. 総代会における総代の議決権は1人1個とする。
2. 総代は他の総代を代理人としてその議決権を行使することができる。

第24条 決議の方法

総代会の決議は、法律または本定款に別段の定めがある場合のほか、総代の2分の1以上が出席し、出席した総代の過半数により決する。

第5章 評議員会

第25条 評議員会

1. 当社には、評議員会を置く。
2. 評議員会は、社員から提出された会社経営に関する意見および取締役会が付議した事項を審議する。

3. 当社は、前項の規定により審議した事項について、次の総代会に報告する。
4. 評議員会は、社員および学識経験者等の中から総代会で選任された評議員で、これを構成する。
5. 評議員の員数は、15名以内とする。
6. 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終了の時までとし、再任を妨げない。ただし、再任の場合は原則として3期を超えることはできない。
7. 評議員会細則は別にこれを定める。
8. 前項の細則を変更するには、総代会の決議を要する。

第6章 役員等

第26条 取締役および監査役の員数

当社の取締役は15名以内とし、監査役は5名以内とする。

第27条 取締役および監査役の選任

取締役および監査役は、総代会において選任する。

第28条 取締役および監査役の任期

1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終了の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終了の時までとする。ただし、共に再任を妨げない。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残期間とする。

第29条 役付取締役

取締役会の決議で、会長1名、社長1名、副社長若干名、専務取締役若干名および常務取締役若干名を選定することができる。

第30条 代表取締役

代表取締役は取締役会の決議でこれを選定する。

第31条 常勤の監査役および常任監査役

1. 監査役会は、その決議により常勤の監査役1名以上を選定する。
2. 監査役会は、その決議により常任監査役1名を選定することができる。

第32条 取締役会および監査役会の招集通知

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、監査役会の招集通知は、各監査役に対して、それぞれ会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。

第33条 取締役会の決議の省略

当社は、保険業法第53条の16において準用する会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第34条 取締役会および監査役会の規則

取締役会および監査役会の規則は別にこれを定める。

第35条 取締役および監査役の報酬等

取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ総代会の決議によって定める。

第36条 取締役および監査役の責任免除

1. 当会社は、取締役会の決議をもって、保険業法第53条の33第1項の取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当会社は、社外取締役および社外監査役との間に、保険業法第53条の33第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第37条 会計監査人の責任免除

当会社は、会計監査人との間に、保険業法第53条の33第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

第38条 事業年度

当会社の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第39条 損失てん補準備金

当会社は、損失てん補準備金を基金の総額まで積み立てるものとする。

第40条 剰余金の処分

1. 決算において生じた剰余金は、基金利息を控除した後、損失てん補準備金、基金償却積立金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金、別途準備金、その他に処分することができる。
2. 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積み立てる金額の合計額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額の100分の20以上とする。

第41条 社員配当金

社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従ってこれを配当する。ただし、その全部または一部を次年度に繰り越すことができる。

第42条 損失てん補の順序

決算において不足を生じたときは、別途準備金、その他の積立金、社員配当平衡積立金、社員配当準備金、損失てん補準備金、基金償却積立金の順序でこれをてん補する。

第8章 雑 則

第43条 定款変更

この定款の変更は、総代の2分の1以上出席した総代会において、出席した総代の4分の3以上の多数により決する。

附則

第1条 平成14年3月の基金の拋出者の権利に関する事項

1. 平成14年3月の基金の拋出者に対しては、第7条第1項の基金の償却を、保険業法第55条第2項の範囲内で、基金拋出契約後10年経過後の償却期限の到来日までに行う。
2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。この場合において、以下の2条を自動的に繰り上げる。

第2条 平成14年度の基金の拋出者の権利に関する事項

1. 平成14年度の基金の拋出者に対しては、第7条第1項の基金の償却を、保険業法第55条第2項の範囲内で、基金拋出契約後10年経過後の償却期限の到来日までに行う。
2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。この場合において、次条を自動的に繰り上げる。

第3条 平成20年度の基金の拋出者の権利に関する事項

1. 平成20年度の基金の拋出者に対しては、第7条第1項の基金の償却を、保険業法第55条第2項の範囲内で、基金拋出契約後10年経過後の償却期限の到来日までに行う。
2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。